

第4四半期分

港湾局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	I-1号上屋オーバードア復旧緊急工事	建具工事	住之江区	金剛産業株式会社 大阪支店	6,930,997	H31.1.11	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
2	港区海岸通4丁目給水タンク緊急撤去工事	土木工事	港区	株式会社香山組 大阪支店	6,875,280	H31.1.31	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
3	大正鋼材上屋屋根補修その他工事	建築工事	大正区	阪南産業株式会社	6,957,360	H31.2.18	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
4	大正6号上屋外4件外壁補修その他緊急工事	建築工事	大正区	株式会社岡本工務店	5,880,600	H31.2.18	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
5	中央1号上屋屋根仕上げ補修緊急工事	建築工事	港区	ヨシヤス建設株式会社	6,696,000	H31.2.19	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
6	I-7号上屋屋根補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	有限会社やましん	6,049,080	H31.2.19	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
7	I-4号上屋外4件屋根補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	錦建設株式会社	5,988,600	H31.2.19	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
8	I-1号上屋外2件屋根補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	鳴世建設株式会社	5,762,880	H31.2.19	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-

9	大正1号上屋外3件外壁補修その他緊急工事	建築工事	大正区	株式会社海津工務店	4,972,320	H31.2.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
10	Z号上屋屋根補修緊急工事	建築工事	港区	新リプロ開発株式会社	4,071,600	H31.3.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
11	南港魚つり園護岸売店空気調和設備緊急工事	給排水衛生冷暖房工事	住之江区	KRウォーターサービス株式会社	4,212,000	H31.3.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
12	Q-1号上屋外1件シャッター復旧緊急工事	建具工事	住之江区	三和シャッター工業株式会社大阪統括営業所	4,860,000	H31.3.19	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
13	A-1号上屋外3件屋根補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	有限会社ユタカ建材	6,858,000	H31.3.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
14	B-1号上屋外2件外壁補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	城北建設株式会社	6,588,000	H31.3.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
15	B-4号上屋屋根補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	M'sクリエイト	6,944,400	H31.3.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
16	D-1号上屋外3件外壁補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	株式会社新田	4,320,000	H31.3.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
17	E-2号上屋外1件庇補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	株式会社トレード	6,998,400	H31.3.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
18	I-10号上屋屋根補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	有限会社マサキ建設	6,804,000	H31.3.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
19	J-3号附設事務所外1件外壁補修その他緊急工事	建築工事	住之江区	株式会社朝日建設	6,642,000	H31.3.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-

20	舞洲体育館屋根改修 その他緊急工事	建築工事	此花	株式会社総栄建設	6,588,000	H31.3.20	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
21	Q-1号上屋屋根補修 その他緊急工事	建築工事	住之江区	株式会社奥村組 関西支店	6,048,000	H31.3.22	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
22	CD号上屋外1件外壁 補修その他緊急工事	建築工事	港区	株式会社北陽	6,998,400	H31.3.22	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
23	AB号上屋外2件外壁 補修その他緊急工事	建築工事	港区	北成建設株式会社	6,999,480	H31.3.22	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
24	QR号上屋外1件外壁 補修その他緊急工事	建築工事	港区	有限会社KIZUNA	3,999,240	H31.3.22	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
25	安治川5・6号上屋屋 根補修その他緊急工 事	建築工事	港区	有限会社近畿工業所	4,201,200	H31.3.26	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
26	桜島1・2号上屋屋根 補修その他緊急工事	建築工事	此花区	株式会社興永テクノス	3,477,600	H31.3.29	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
27	安治川突堤3・4号上 屋外1件屋根補修そ の他緊急工事	建築工事	港区	アクアプランニング	6,497,280	H31.3.29	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-
28	安治川7号上屋外2件 屋根補修その他緊急 工事	建築工事	港区	山樹建設株式会社	4,178,520	H31.3.29	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	K8	-

1

平成30年12月6日

1 案件名称

平成30年度 請第3339号

I-1号上屋オーバードア復旧緊急工事

2 契約の相手方

金剛産業(株)

3 随意契約理由

平成30年9月4日台風21号により、I-1号上屋の出入口に設置しているオーバードアが故障したため隙間が生じたり正常に施錠できない状況となっている。

現在、施設内で保管している貨物が風雨にさらされ、濡損が発生してしまうリスクや部外者が容易に侵入するリスクもあり、上屋施設の利用者が安全に管理できない状態になっていることから、貨物の保管等はじめ施設の健全な運営機能の原状回復を図るため、至急オーバードアを正常に使用できる状態にする必要がある。

本工事対象オーバードアは、金剛産業(株)が製作・設置したものであるため、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であるとともに、部品も同社のみが調達できるものとなっている。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該オーバードアの構造を熟知している金剛産業(株)のみである。

以上のことから、製造会社であり、本オーバードアの構造を熟知し、直ちに本工事に着手できることを確認している金剛産業(株)に対して緊急随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課(建築)

随意契約理由書

1 案件名称

港区海岸通4丁目給水タンク緊急撤去工事

2 契約の相手方

(株)香山組

3 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号により、二突定係場内に設置されていた給水船への給水用の給水タンクが流出し、対岸の第三突堤基部物揚場へ乗り上げた。今後、台風に限らず発達した低気圧等により、物揚場に乗りあがっただけの状態である給水タンクが、隣接する橋脚や防潮堤を損傷するおそれや、水路へ転落等し船舶の航行に支障をきたす等、二次災害が発生する恐れがあることから、緊急撤去工事を実施する必要があった。

契約相手方の選出としては、現在、本工事に近接する場所で、海上でクレーン付台船等を使用する工事を請け負っており、迅速に着手が可能であると考えられる業者3者から見積もりを徴取し精査した結果、(株)香山組となった。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 現在施工中の工事

港区港晴5丁目(A-21)堤防工事(その3)

6 平成30年11月7日 発生報告において決定済

7 発生報告までの経過

海務課としては、給水タンクの撤去の緊急性は認識していたが、即時の倒壊や飛散の危険性はないこと、また、所管施設が数多く被災していたため、優先度の高い他の台風被害案件への対応に時間を要したことから、事象確認日(9月4日)から発生報告(11月6日)までの日時を経ることとなった。その後、11月20日に海務課から保全監理課へ緊急工事依頼書が提出された。

8 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課(設計担当)

随意契約理由書

1 案件名称

大正鋼材上屋屋根補修その他緊急工事

2 契約の相手方

阪南産業株式会社

3 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日に発生した台風 21 号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 平成 30 年 9 月 13 日 発生報告において決定済（平成 30 年 10 月 29 日業者決定の報告あり）

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大正6号上屋外4件外壁補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
株式会社 岡本工務店
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年10月29日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1 案件名称

中央1号上屋屋根仕上げ補修緊急工事

2 契約の相手方

ヨシヤス建設株式会社

3 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根材が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急屋根材の補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、当該上屋テナント関連業者に上屋等の補修実績と即時対応が可能か問い合わせを行った結果、実績もあり、対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（10月29日業者決定の報告あり）

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1. 案件名称

I-7号上屋屋根補修その他緊急工事

2. 契約の相手方

有限会社 やましん

3. 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年11月26日業者決定の報告あり）

6. 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1. 案件名称
I-4号上屋外4件屋根補修その他緊急工事
2. 契約の相手方
錦建設株式会社
3. 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
5. 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年10月29日業者決定の報告あり）
6. 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
I-1号上屋外2件屋根補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
鳴世建設株式会社
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年11月26日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

大正 1 号上屋外 3 件外壁補修その他緊急工事

2 契約の相手方

株式会社 海津工務店

3 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日に発生した台風 21 号の影響により、案件の上屋では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 平成 30 年 9 月 13 日 発生報告において決定済（平成 30 年 11 月 26 日業者決定の報告あり）

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1 案件名称

Z号上屋屋根補修緊急工事

2 契約の相手方

新リプロ開発株式会社

3 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 平成30年 9月13日 発生報告において決定済（平成30年12月26日業者決定の報告あり）

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1 案件名称

南港魚つき園護岸売店空気調和設備緊急工事

2 契約の相手方

KRウォーターサービス株式会社

3 随意契約理由

本工事は、もと南港遊泳場管理棟に設置している空気調和設備を改修するものであるが、先般の台風により多大な被害を受けた、南港魚つき園護岸の売店施設の代替え施設として使用するため、緊急に工事を行う必要があった。

南港魚つき園護岸は、市民が魚つきを楽しめるように開放している施設であり、再開にあたっては、売店施設が必要不可欠なものである。また、本施設の利用者サービスには、現在運転できない空気調和設備の改修が必要になり、施設の状態を緊急に解消することは、施設管理者の責務でもある。

工事の施工にあたり、現在同種工事を施工中の業者の内、本工事を施工する能力を有し、施工場所が南港魚つき園護岸から最も近く、速やかに機材及び人員の調達ができ工事着手が可能である上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 現在施工中の工事

南港ポートタウン管理センター空気調和設備外改修工事(その2)

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

6 平成30年11月7日 発生報告において決定済み

7 経過

南港魚つき園の売店施設については、先般の台風により多大な被害を受け、その修繕には多額の費用を要するため、修繕ではなく既存施設である、「もと南港遊泳場管理棟」を改修し使用することが、10月24日開催の台風21号復旧対策局部長会で決定された。

発生報告については、前述のとおり台風後の方針決定、現地状況および工事内容の確認に時間を要した為、現在の時期となった。

8 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

平成31年 2月20日

1 案件名称

平成30年度 請第3371号

Q-1号上屋外1件シャッター復旧緊急工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業(株)

3 随意契約理由

平成30年9月4日台風21号により、Q-1号上屋及び北港白津2号上屋の出入口に設置しているシャッターが故障したため、隙間が生じたり正常に施錠できない状況となっている。

現在、施設内で保管している貨物が風雨にさらされ、濡損が発生してしまうリスクや部外者が容易に侵入するリスクもあり、上屋施設の利用者が安全に管理できない状態になっていることから、貨物の保管等はじめ施設の健全な運営機能の原状回復を図るため、至急シャッターを正常に使用できる状態にする必要がある。

本工事対象シャッターは、三和シャッター工業(株)が製作・設置したものであるため、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であるとともに、部品も同社のみが調達できるものとなっている。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業(株)のみである。

以上のことから、製造会社であり、本シャッターの構造を熟知し、直ちに本工事に着手できることを確認している三和シャッター工業(株)に対して緊急随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課(建築)

随意契約理由書

- 1 案件名称
A-1号上屋外3件屋根補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
有限会社 ユタカ建材
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年10月29日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1 案件名称

B-1号上屋外2件外壁補修その他緊急工事

2 契約の相手方

城北建設株式会社

3 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年12月4日業者決定の報告あり）

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
B-4号上屋屋根補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
株式会社 Msクリエイト
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年11月26日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
D-1号上屋外3件外壁補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
株式会社 新田
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年11月26日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1 案件名称

E-2号上屋外1件庇補修その他緊急工事

2 契約の相手方

株式会社 トレイド

3 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の庇等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年11月26日業者決定の報告あり）

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
I-10 号上屋屋根補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
株式会社 マサキ建設
- 3 随意契約理由
平成 30 年 9 月 4 日に発生した台風 21 号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
- 5 平成 30 年 9 月 13 日 発生報告において決定済（平成 30 年 11 月 26 日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1. 案件名称

J-3 号附設事務所外 1 件外壁補修その他緊急工事

2. 契約の相手方

株式会社 朝日建設

3. 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日に発生した台風 21 号の影響により、案件の施設では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、施設内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5. 平成 30 年 10 月 29 日 発生報告において決定済（平成 30 年 11 月 26 日業者決定の報告あり）

6. 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1. 案件名称

舞洲体育館屋根改修その他緊急工事

2. 契約の相手方

株式会社 総栄建設

3. 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日に発生した台風 21 号の影響により、案件の施設では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、施設内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5. 平成 30 年 9 月 10 日 発生報告において決定済（11 月 13 日業者決定の報告あり）

6. 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
Q・1号上屋屋根補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
株式会社 奥村組
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年10月29日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1 案件名称

CD号上屋外1件外壁補修その他緊急工事

2 契約の相手方

株式会社 北陽

3 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行った結果、他局発注工事受注者である上記業者より、対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

(都市整備局発注：清明丘小学校増築工事)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 平成30年9月13日 発生報告において決定済(平成30年10月29日業者決定の報告あり)

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築)

随意契約理由書

- 1 案件名称
AB号上屋外2件外壁補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
北成建設株式会社
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年12月4日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
QR号上屋外2件外壁補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
有限会社 KIZUNA
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の外壁等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年12月4日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
安治川 5・6 号上屋屋根補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
有限会社 近畿工業所
- 3 随意契約理由
平成 30 年 9 月 4 日に発生した台風 21 号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
- 5 平成 30 年 9 月 13 日 発生報告において決定済（平成 30 年 11 月 6 日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1 案件名称

桜島 1・2 号上屋屋根補修その他緊急工事

2 契約の相手方

株式会社 興永テクノス

3 随意契約理由

平成 30 年 9 月 4 日に発生した台風 21 号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 平成 30 年 9 月 13 日 発生報告において決定済（平成 30 年 10 月 29 日業者決定の報告あり）

6 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

- 1 案件名称
安治川突堤3・4号上屋外1件屋根補修その他緊急工事
- 2 契約の相手方
アクアプランニング
- 3 随意契約理由
平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋等では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。
業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 5 平成30年9月13日 発生報告において決定済（平成30年11月6日業者決定の報告あり）
- 6 担当部署
港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）

随意契約理由書

1. 案件名称

安治川7号上屋外2件屋根補修その他緊急工事

2. 契約の相手方

山樹建装株式会社

3. 随意契約理由

平成30年9月4日に発生した台風21号の影響により、案件の上屋では建物の屋根等が著しく損傷し、強風や地震が発生した場合、飛散及び落下する危険性が生じた。また、上屋内部では継続して営業していることから至急補修を行い、安全を確保する必要があった。

業者選定については、即時対応が可能であると思われる当局発注工事受注者、他局発注工事受注者、などに順次問い合わせを行ったが、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であったため、過去に本市の工事受注実績のある業者及び関連業者含め問い合わせを行った結果、上記業者より対応可能との回答を得たことから、上記業者への随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5. 平成30年10月29日 発生報告において決定済（平成30年11月6日業者決定の報告あり）

6. 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課（建築）